

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷二十五第

月四年六十和昭

## 論 叢

大島貞益とその思想……………

經濟學博士 本庄榮治郎

日本經濟の再生産機構の研究のために……………

經濟學博士 柴田敬

管子の經濟思想……………

經濟學士 穗積文雄

## 研 究

アダム・スミスの自然的自由……………

經濟學士 白杉庄一郎

中小工業統制組織と金融問題……………

經濟學士 田 杉 競

輸出向絹織業の確立……………

經濟學士 堀江英一

## 說 苑

所得の分配と累進税……………

經濟學博士 汐見三郎

モンテスキューの經濟思想……………

經濟學士 河野健二

梁漱溟の村治論……………

經濟學士 菊田太郎

## 附 錄

彙 報

外國雜誌論題

## 管子の經濟思想

穗積文雄

管子は司馬遷以來、<sup>1)</sup> 齋の桓公を輔けて覇業を成就せしめたる管夷吾の作るところと傳へられるが、現在行はれる管子、二十四卷、八十篇必ずしも管仲の著はすとすところにあらず、春秋戰國の時代にかけて多數人の手を經たるものに冠するに管子の名を以てせるものであるとせられる。

いまそれに就いて經濟思想をうかがふ時吾々は先づ開卷劈頭『凡有地牧民者。務在四時。守在倉廩。國多財則遠者來。地辟舉則留處。倉廩實則知禮節。衣食足則知榮辱。』と喝破せる有名な句を見る。これはいふまでもなく、物質生活が精神生活を支配することを指摘せるもので、所謂唯物史觀乃至經濟史觀の基調を爲すものとなすをばからぬと思ふが、その考へ方はさらに次の諸句に於てもうかがふことができる。曰く、『衣食足則優争不生、怨怒無有、上下相親、兵刃不用矣。』<sup>2)</sup> 『財不蓋天下、不能正天下。』<sup>3)</sup> ところで物質生活が精神生活を支配するとすれば、物質的欲望に導かれて行動する管であり、從て利益追求が人類行爲の動機とせられねばならぬことなる。かくて吾々は管子に於て次の諸句にあふことになる。曰く、

夫凡人之情見利莫能勿就。見害莫能勿避。其商人通賈。倍道兼行。夜以繼日。千里而不遠者。利在前也。漁人之入海。海深萬仞。就波逆流。乘危百里。宿夜不出者。利在水也。故利之所在。雖千仞之山。無所不上。深源之下。無所不入焉。故善者勢利之。而民自美安。不推而往。不引而來。不煩不擾而民自富。<sup>4)</sup>

1) 司馬遷、史記、管子卷第十七、  
2) 管子卷第二、牧民第一、  
3) 管子卷第二、七法第六。  
4) 管子卷第十七、

民利之則來。害之則去。民之從利也。如水之走下。於四方無擇也。<sup>6)</sup>  
百姓無費。以利爲首。一上一下。惟利所<sup>アリ</sup>處。利然後能通。通然後成國。利靜而不化。觀其所出、從而移之。<sup>7)</sup>

そこで管子は論を進めて民を導くには利を以てすべしと言ふ。即次に引く如くである。曰く、

凡人者莫不欲利而惡害、是故與天下同利者天下持之。擅天下之利者天下謀之。天下所謀、雖立必<sup>ヤル</sup>廢。天下所持、雖高不危。故曰。安高在乎同利。

神農教耕生穀以致民利。禹身決瀆斬高橋下。以政民利。湯武征伐無道。誅殺暴亂。以致民利。故明王之動作雖異。其利民同也。故曰。萬事之任也。異起而同歸。古今一也。

足其所欲。贍其所願。則能用之耳。今使衣皮而冠角。食野草、飲野水。孰能用之。<sup>10)</sup>

かくて管子が唯物論をとり、利を以て人間百行の基とするとき、やがて物質生活を下部構造とし、その上に政治法律其他諸々の上部構造が成り立つとするに至ることは論理の必然の展開として怪しむを要せぬところであらう。ればならぬが、はたして管子に、

夫民必得其欲。然後聽上。聽上。然後政可爲也。<sup>11)</sup>

凡治國之道。必先富民。民富則易治也。民貧則難治也。奚以知其然也。民富則安鄉重家。安鄉重家則敬上畏罪。敬上畏罪則易治也。民貧則危鄉輕家。危鄉輕家則敢陵上犯禁。陵上犯禁則難治也。治國常富。而亂國常貧。是以善爲國者。必先富民。然後治之。昔者七十九代之君。法制不同。號令不同。然俱王天下者、何也。必國富而多粟也。<sup>12)</sup>

と言へるは即政治生活が物質生活なる下部構造の上に成り立つ上部構造である所以を論せるものに外ならぬとみることが出来るであらう。そして既に政治生活が物質生活の上に成り立つとする以上政治が先づ民の物質生活の確保に始まらねばならぬとせられることはいふまでもないところに屬するであらう。故に管子に於て吾々は次の言をきくことになるのはまた當然でなければならぬであらう。曰く、

6) 管子卷第二十一、形勢解第六十四。  
7) 管子卷第十二、修辭第三十五。  
8) 管子卷第二十一、版解第六十六。  
9) 管子卷第二十、形勢解第六十四。  
10) 管子卷第十二、修辭第三十五。  
11) 管子卷第三、五輔第十。  
12) 管子卷第十五、治國第四十八。

非有積蓄。不可以用人。非有積財。無以勸下。<sup>13)</sup>

桓公曰。善哉。牧民何先。管子對曰。有時先事。有時先政。有時先德。有時先恕。颶風暴雨。不爲人害。涸患不爲民患。百川道。年穀熟。糶貸賤。禽獸與人。聚食民食。民不疾疫。當此時也。民當且驕。牧民者厚收。善藏。以充倉廩。禁藪澤。此謂先之以事。隨之以刑。敬之以禮樂。以振其淫。此謂先之以政。颶風暴雨爲民患。年穀不熟。歲飢糶貸貴。民疾疫。當此時也。民貧且罷。牧民者發倉廩山林藪澤。以共其財。後之以事。先之以恕。以振其罷。此謂先之以德。其收之也。不爲民財。其施之也。不失有德。當上而足下。聖王之至事也。<sup>14)</sup>

次に法令も亦物質生活の基礎の上に立つとする管子の思想は吾々はこれを次の諸句に於てこうかがふことができらるであらう。曰く、

民不足。令乃辱。民苦殃。令不行。<sup>15)</sup>

故授有德則國安。務五穀則食足。養桑麻育六畜則民富。令順民心。則威令行。<sup>16)</sup>

民偷處而不事積聚。則困倉空虛。如是而君不爲變。然則攫奪、竊盜、殘賊、進取之人起矣。內者廷無良臣。兵士不用、困倉空虛。而外有強敵。之憂。則國居而自毀矣。故曰。計敵與。量上意。察國本。觀民產之所有餘不足、而存亡之國可知也。<sup>17)</sup>

得人之道。莫如利之。利之之道。莫如敬之以政。故善爲政者。田疇墾而國邑實。朝廷閒而官府治。公法行而私曲亡。倉廩實而困圍空。賢人進而姦臣退。<sup>18)</sup>

不能爲政者。田疇荒而國邑虛。朝廷兇而官府亂。公法廢而私曲行。倉廩虛而困圍實、賢人退而姦臣進。<sup>19)</sup>

政之所興。在順民心。政之所廢。在逆民心。民惡憂勞。我佚樂之。民惡貧賤。我富貴之。民惡危隳。我存愛之。民惡滅絕。我生育之。能佚樂之。則民爲之憂勞。能富貴之。則民爲之貧賤。能存安之。則民爲之危隳。能生育之。則民爲之絕滅。故刑罰不足。以恐其意。殺戮不足。以服其心。故刑罰繁而意不恐。則令不行矣。殺戮衆而心不服。則上位危矣。故從其四欲。則遠者自親。行其四惡。則近者叛之。故知予之爲取者。政之寶也。<sup>20)</sup>

さらに例へば戰爭も亦物質生活によりて制約せられることを説くこと次の如くである。曰く、  
地之守在城。城之守在兵。兵之守在人。人之守在粟。<sup>21)</sup>

13) 管子卷第二十一、門乘馬第七十。  
14) 管子卷第二、版第七。  
15) 管子卷第五、卷八觀第十三。  
16) 同上。

14) 管子卷第十六、小物第五十一。  
16) 管子卷第一、牧民第一。  
18) 管子卷第三、五輔第一。  
20) 管子卷第一、牧民第一。

爲兵之數。在乎聚財。而財無敵。在乎論工。而工無敵。在乎制器。而器無敵。在乎選士。而士無敵。在乎政教。而政教無敵。在乎服習。而服習無敵。存明於機敵。而明機敵無敵。<sup>22)</sup>

かく管子は唯物論をとり、物質生活は精神生活を支配するとなし、物質生活の下部構造の上に諸々の上部構造が成り立つとする。従て管子に於ては物質生活は極めて重大な問題となることを言をまたぬ。然らば管子に於てそれは如何にあるであらうか。

・思ふに凡そ物質生活は生産と消費の統一過程に於て成り立ち、先づ生産は自然(土地)、勞働、及び資本の三要素の上に成立つこと今日何人も異議を挟まぬところかと思ふが、吾々は管子に於て既にそれが認められてゐると解することができるのである。蓋し、管子に於て、『地者。萬物之本也。諸生之根莖也。』<sup>23)</sup>『不務天時。則財不生。不務地利。則倉廩不盈。』<sup>24)</sup>『山澤林藪積草。夫財之所出。』<sup>25)</sup>と言へるは即生産の要素としての自然を認識せるものであり。次いで、『立械器以使萬物。』<sup>26)</sup>『推引銚耨以當劍戟……故耕器具則戰器具。』<sup>27)</sup>『器械巧、則伐而不費。』<sup>28)</sup>と言へるを讀む時は、吾々はそこに生産の要素としての資本の重要性に對する理解を見ることができ、そして、『天下之所生。生於用力。用力之所生。生於勞身。』<sup>29)</sup>『一農不耕。民或爲之飢。一女不織。民或爲之寒。』<sup>30)</sup>『民欲逸而教之以勞。勞教定而國富。』<sup>31)</sup>と論ずるにあふては、即生産の要素として勞働の缺くべからざることを指摘せるものと認めねばならぬであらう。

そして生産の要素として勞働の缺くべからざることを知れば、それよりして、勞働の主體たる勞働者の衆多なることが要請せられ、そこに人口論が考究せられ、やがて勞働能率の増進が問題となり、遂に分業論の展開をみるに至ること論理の必然的發展であるが、管子にありては勿論人口衆多を重要視することは書中隨所にこれを見

21) 管子卷第一、權修第三。  
23) 管子卷第十四、水地第三十九。  
25) 管子卷第一、立政第四。  
27) 管子卷第十七、禁藏第五十三。

22) 管子卷二、七法第六。  
24) 管子卷第一、牧民第一。  
26) 管子卷第二十三、揆度第七十八。  
28) 管子卷第六、兵法第十七。

出すことができるが、人口論として特に留意すべき程の論議は見出し難い。但し分業に就いては相當にこれを重視せることは管子に於て次の言あるによりてこれをうかゞふことができよう。

士農工商四民者、國之石民也。不可使雜處。雜處則其言嘩。其事亂。是故聖王之處士必於閭燕。處農必就田藝。處工必就官府。處商、必就子井。<sup>33)</sup>

少而習焉、其心安焉、不見異物而遷焉、是故父兄之教、不肅而成、其子弟之學、不勞而能。<sup>34)</sup>  
と云ひ、從て『是故農之子常農』<sup>34)</sup>と云ひ『是故工之子常工』<sup>35)</sup>と云ひ『是故商之子常商』<sup>36)</sup>と云ふ。

そしてこれによりてこれをみれば、管子が分業を重んぜる所以は父子相傳一事に専念してまた他を顧みぬところに技術の進歩、能率の増進が招來せられるとする點にあるとするを得べく、そこにアダム・スミスが分業の利益に就いて述ぶるところと相通するものは興味を引くに足る。

かく管子は士農工商の區別に於て分業を認むる以上は、士農工商の何れをも必要なりとすべき筈であるが、而も吾々は管子に在りては農業が特に重要視せられるを肯定せざるを得ぬ。蓋し管子に於て吾々は『五穀食米。民之司命也。黃金刀幣。民之通施也。』<sup>37)</sup>『凡五穀者。萬物之主也。』<sup>38)</sup>『務五穀則倉足。養桑麻育六蓄則民富。』<sup>39)</sup>『庶人耕農樹藝則財用足。』<sup>40)</sup>とあるを讀み、又次の如き重農論を見るからである。曰く、

夫富國(必)粟生於農。故先王貴之。凡爲國之急者。事先禁末作文巧。末作文巧禁。則民無所游食。民無所游食則必農。民事農則田舉。田舉則粟多。粟多則國富。國富者兵強。兵強者戰勝。戰勝者地廣。

農事務則入粟多。入粟多則國富。國富則安鄉重家。安鄉重家則雖變俗易習。嚴衆移民。至於殺之。而民不惡也。此務粟之功也。上不利農則粟少。粟少則人貧。人貧則輕家。輕家則易去。易去則上令不能必行。上令不能必行。則禁不能必上。禁不能必止則戰不必勝。守不必固矣。夫令不必行。禁不必止。戰不必勝。守不必固。命之曰寄生之君。此出不利農少粟之害也。粟者王者之本事也。人主之大務有人之塗。治國之道也。<sup>41)</sup>

29) 管子卷第五、八、十二、二十。  
31) 管子卷第七、小匡第二十。  
33) 管子卷第八、小匡第二十。  
35) 管子卷第八、小匡第二十。

30) 管子卷第二十三、重甲第八十。  
32) 管子卷第八、小匡第二十。  
34) 管子卷第八、小匡第二十。  
36) 管子卷第八、小匡第二十。

上不好本事。則末産不禁。不禁末産。則民緩於時事而輕地利。輕地利而求田野之辟。倉廩之實。不可得也。<sup>12)</sup>  
 明王之務。在於強本事。去無用。然後民可使富。<sup>43)</sup>

然らばその重農論は如何にして實現するとするのであらうか。換言すればその重農策は如何にあるかといへば一、土地開墾、二、水利開通、及び三、民力涵養の諸政策にあるものゝ如くである。即、例へば、『善爲政者。田疇墾而國邑實。』<sup>41)</sup>『田墾則粟多。粟多則國富。』<sup>46)</sup>と論ぜられるは、即土地開墾を説けるものであり、又例へば、『溝瀆遂於隘。障水安其藏。』<sup>46)</sup>『導水潦。利陂溝。決潘渚。潰泥滯。通鬱閉。慎津梁。』<sup>17)</sup>と説けるに於ては吾々はそ  
 の水利開通論を見るを得べく、そして最後に例へば、『無奪民時。則百姓富。』<sup>45)</sup>『勤勉百姓使力作無偷。懷樂家室。重去鄉里。』<sup>10)</sup>とあるに於て吾々はその民力涵養論をうかゞふことができるであらう。

かく管子は重農論を把持し、重農策を提起する。然かしながら管子は同時に工業の重要性を無視するものでもない。それは管子が生産の要素たる勞働に於て、その能率増進の重大契機として分業を認むる以上必然に到達すべき歸結でなければならぬことはさきにも一寸ふれたところの如くであるが、又同じく生産の要素としての資本を認むること先に述べたところの如くである點よりするもそれは亦當然とするところではなければならぬ。然し管子の工業重視は單に資本生産部門の重視にとゞまらず、さらに直接消費財の生産部門に就いてもこれをうかゞひうることを例へば先に引ける、『一女不織。民有爲之寒者。』<sup>50)</sup>の句を想起すれば容易に理解しうるところに屬するであらう。そしてそれは等しく直接消費財の中にありても特に武器に於て著しいことは次に引く諸句の示す如くである。曰く、

器械巧。則伐而不貴。爲兵之數。存乎聚財、而財無敵、存乎論工、而工無敵、存乎制器。而器無敵。<sup>52)</sup>選天下之家傑。致天下之

37) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
 39) 管子卷第一、牧民第一。  
 41) 管子卷第十五、治國第四十八。  
 43) 管子卷第三、五輔第十。

38) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
 40) 管子卷第三、五輔第十。  
 42) 管子卷第一、權修第三。

〔精材。來天下之良工。則有戰勝之器矣。〕<sup>37)</sup>

そしてそれは、戰國時代と稱せられる當時の世狀を思ふとき怪しむを要せぬところといふべきであらうか。

かく管子は分業を説くが、分業は協業にまで集化せられねばならず、そして分業の集化せられるところに流通が成り立つが、流通の可能形態は配給と交易に於て見出される。従て管子に於てもまた流通論の展開を見ることとなるが、それは交易論として現はれるそしてそれは分業の集化は先づ交易に於て發現するが自然の經路であり、支那に於ても亦その例外を見なかつたによることを思へば別に怪しむに當らぬであらう。

そして交易は偶發的例外的のそれより、恒常的原則的なそれに進むのが、その發展の常道であるが、世が分業に入ればそれは當然に恒常的原則的に進まねばならぬ。そして交易が恒常的原則的に進めば交易の機關たる所謂市の出現を見る筈である。それで管子も亦市に關して論ずる。そしてそれに於て管子は市の必要且重要なことを説くが、それは分業を説く管子として蓋し當然の議論でなければならぬ。即ち。

市者天地之財具也。而萬人之所和而利也。……關者諸侯之隙隧也。而外財之門戶也。<sup>44)</sup>

市者。可以知治亂。可以知多寡。而不能爲多寡。市也者勤也。勤者所以起本。<sup>45)</sup>

然るに交易の發展はやがて市を以て満足せずして商業の登場を促すに至ること經濟史の證するところで、支那に於ても管子のものされたる戰國の時代に入ると漸くその隆盛を見ることとなる。それで管子はまた商業に就いても論ずるに至ることむしろあたりまへであるといはねばならぬのであるが、然らばそれは如何に論ぜられるかといへば、管子は先づ『萬物通則萬物運。萬物運則萬物賤。萬物賤則萬物可因矣。知萬物之可因而不因者。奪於天下。』<sup>37)</sup>と説いて商業が安く買ひ高く賣り以てその間に利をとることに於て、成立する所以を述ぶることによ

44) 管子卷第三五、輔第十。

46) 管子卷第一、立政第四。

48) 管子卷第八、小匡第二十。

50) 管子卷第二三、輕重甲第八十。

45) 管子卷第一五、治國第四十八。

47) 管子卷第三、五輔第十。

49) 管子卷第一、立政第四。



りその本質を明にする。

然らば安いといひ、高いといふその物の價の高低は何に基くかといへば、管子はそれを所謂價格決定に於ける需要供給説に歸すること次の句によりて知るを得るであらう。曰く、

夫物多則賤。寡則貴。散則輕。聚則重。人君知其然。故視國之羨不足。而御其財物。穀賤則以幣予食。布帛賤則以幣予衣。視物之輕重。而御之以准。故貴賤可調。<sup>68)</sup>

そしてこの商業を以て重要なものと論斷することは前述の如く分業を論じ、士農工商をいふ管子に於て當然の歸結でなければならぬところであるが、はたして吾々はそれを例へば次の句に於てうかがふことができる。曰く、

軌守其數。准平其流。動於未形而守事已成。物一也而十。是九爲用。徐疾之數輕重之策也。一可以爲十。十可以爲百。引十之半。而蔽四。以五操事。在君之決塞。<sup>59)</sup>

そして管子の商業論は獨り國內商業にとどまらずさらに外國貿易にまで展開せられる。然らばそれは如何にあるかといへば、吾々はそれが三つの立場より論ぜられるを知る。先づ第一は對内策とでもいふべき立場であつて即、國民の租税を負擔を輕減し、その代りに國費の財源を外國貿易のもたらず巨利に求めむとするもので、それは例へば次の句などに於てこれをうかがひ得るであらう。曰く、

善爲國者。如金石之相舉。重鈞則金傾。放治權則勢重。治道則勢贏。今穀重於吾國。輕於天下。則諸侯之自泄。如原水之就下。故物重則至。輕則去。有以重至而輕處者。我動而錯之。天下即已於我矣。<sup>60)</sup>

善爲國者、守其國之財、湯之以高下。注之以徐疾。一可以爲百。未嘗辨於民。而使用若河海。此謂守物而御天下也。<sup>61)</sup>

次に第二は對外策とでもいふべき立場で、外國貿易を利用して外國の經濟を攪亂し、以てこれを自己に隸屬せ

51) 管子卷第十六、小問第五十一。  
52) 管子卷第十六、兵法第十七。  
53) 管子卷第一、乘馬第五。  
54) 管子卷第二、輕重甲第八十。  
55) 管子卷第二、輕重甲第八十。  
56) 管子卷第九、問第十二。  
57) 管子卷第二、輕重甲第八十。

52) 管子卷第二、七法第六。  
54) 管子卷第九、問第十二。  
56) 管子卷第十二、侈靡第三十五。  
58) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。

しめんとするに出ずるものである。そして管子はそれに就いて屢述べてゐるが今その一例をあげれば次の如くである。曰く、

桓公問於管子曰。萊莒與柴田相并。爲之奈何。管子對曰。萊莒之山生柴。君其率白徒之卒。鑄莊山之金。以爲幣。重萊之柴買萊君聞之。告左右曰。金幣者。人之所重也。柴者。吾國之奇出也。以吾國之奇出。盡齊之重寶。則齊可并也。萊即釋農而治柴。管子即令隲朋反農。二年桓公止柴。萊莒之糴三百七十。齊糴十錢。萊莒之民降齊者。十分之七。二十八月。萊莒之君請服。<sup>62)</sup>

最後に但し重要性に於ては必ずしも前二者に譲らざるところの所謂眞の意味の貿易の立場で他國より自國の必要品を輸入せむとするものである。例へば、管子に、

勝魯之粟釜百。則使吾國之釜千。膝魯之粟。四流而歸於我。若下深谷。<sup>60)</sup>彼諸侯之穀十。使吾國穀二十。則諸侯穀歸於我國矣。<sup>64)</sup>とあるが如きは即それであると解するを得るであらう。

既に交易が商業に迄進めばそこには交易の媒介物として貨幣が出現するは東西その揆を一にするところであり、支那に於ても管子の作られたる戰國時代には貨幣の出現を見てゐるのであるから、ここに管子に於て貨幣が論ぜられるは怪しむを要せぬ。然らばそれは如何に論ぜられるか。管子は先づ貨幣の本質が交換の媒介物なる點に存するを認めて、

五穀食米民之司命也。黃金刀幣民之通施也。故善者執其通施。以御其司命。故民力可以得而盡也。<sup>65)</sup>

玉起於禺氏。金起於汝漢。珠起於赤野。東西南北距周七千八百里。水絕壤斷。舟車不通。先王爲其途之遠。其至之難。故託用於其重。先王以珠玉爲上幣。黃金爲中幣。刀幣爲下幣。<sup>66)</sup>握之非有補於虓也。食之非有補於飽也。

先王以守財物。以御民事。而平天下。<sup>66)</sup>

是以命之曰衡者、使物一高一下、不得有調也。

59) 管子卷第二十二、  
61) 管子卷第二十四、  
63) 管子卷第二十三、  
山權卷第七十八、  
數卷丁第八十一、  
輕卷乙第八十一。

60) 管子卷第二十三、  
62) 管子卷第二十四、  
64) 管子卷第二十二、  
揆度卷第七十八、  
成至卷第八十四、  
重數卷第七十六。

彼幣重則萬物輕、幣輕則萬物重、人君操穀帛金衡、而天下可定也。<sup>(67)</sup>

と斷じ、進んで貨幣と一般財貨との關係に及んで所謂貨幣數量説を展開することこれを左の句に於てうかがふを得るであらう。曰く、

今乃布藏於官府、巧幣萬物輕重。在買之。彼幣重而萬物輕。幣輕萬物重。彼幣重而萬物之輕。人君操穀幣金衡。而天下可定也。<sup>(68)</sup>

黄金者。用之量也。辨於黄金之理。則知侈儉。知侈儉則百用足矣。故儉則傷事。侈則傷貨。儉則金賤。金賤則事不成。故傷事。修則金貴。金貴則貨賤。故傷貨。<sup>(69)</sup>

凡五穀萬物之主也。穀貴則萬物必賤。穀賤萬物必貴。<sup>(70)</sup>

そしてこの最後の引例に於ける穀は貨幣と解すべきである。蓋し當時穀は物品貨幣であつたと思ふが、穀と幣との關係はなほ今日に於ける硬貨と軟貨のその如く觀るを得べきこと次の句がこれを證するとなし得るであらう。曰く、

君有山。山有金。以立幣。以幣准穀。故國穀斯在上。穀買什倍。農夫夜寢蚤起。不待見使、五穀十倍。士平祿而死君。農夫夜寢蚤起。力作而無上。彼善爲國者。不曰使之。使不得不使。不曰貧之。使不得不用。<sup>(71)</sup>

生産せられたる財貨は交易によりて消費者の手に到るが、その消費者の手に於けるありかたが問題で、そこに所謂分配問題が起きる。そして管子はそれにふれるとき、過多も過少も度を過ぎる限り不可なりとして、『貧富無度則失』<sup>(72)</sup>と論ずる。そしてその根據はその國家主義に基くこと管子に次の句あるによりてこれを知ることができよう。曰く、『甚富不能使、甚貧不知不恥。』<sup>(73)</sup>然らば分配の不平均、貧富のよつて生ずるは何に困するかといへば、管子はこれを富者の併兼に歸し、貧者の生ずるは財の不足に非ずと説くこと次の如くである。曰く、

65) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
67) 管子卷第二十二、山至數第七十六。  
69) 管子卷第一、乘馬第五。

66) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
68) 管子卷第二十二、山至數第七十六。  
70) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。

民人所食、人有若干步畝之數矣。計本量委則足矣。然而民有飢餓不食者。何也。穀有所藏也。人君鑄錢立幣。民庶之通施也。人有若干百千之數矣。然而人事不及。用不足者。何也。利有所并也。然則人民非能散積聚。鈞澁不足。分并財利。而調民事也。

則君雖墮本趣耕。而自爲鑄幣而無已。乃今使民下相役耳。烏能以爲治乎。<sup>74)</sup>

今君鑄錢立幣。民通於施。人有百什之數。然而民有賣子者何也。財有所併也。<sup>75)</sup>

今君鑄錢立幣。民通於施。人有百十之數。然而見有子賣者何也。財有所并也。<sup>76)</sup>

然らば併兼は如何にして成立するかといへば、管子は、經濟界に變動あり、有餘不足によりて價格高低し、そして人に強弱賢愚の別あり、よく機に投じて利する者と、機を失して損する者あるによるとする。今管子の文を引けば即左の如くである。曰く、

歳有兇穰。故穀有貴賤。食有緩急。故有物輕重。然而人君不能治。故使蓄買遊市。乘民之不給。百倍其本。分地若一。強者能守。分財若一。智者能收。智者有什倍人之功。愚者有不廢本之事。然而人君不能調。故民有百倍之生也。夫民富則不可以諒使也。貧則不可以罰威也。法令之不行。萬民之不治。以貧富之不齊也。……然則人君非能散積。鈞澁不足。分并財利而調民事也。則君雖本趣耕。而自爲鑄幣而無已。乃今使民下相役耳。惡能以爲治乎。<sup>77)</sup>

そうすると、併兼を抑壓し、よりに貧富の懸隔なからしめ、以て分配の均平を計るの途如何が管子に於ける問題でなければならぬわけであるが、管子はそれは一に輕重家に俟つべしとして、

桓公問於管子曰。今欲調高下。分并財。散積聚。下然則世且兼而無止。蓄餘藏羨而不息。貧賤鰥寡獨老不與得焉。散之有道。分之有數乎。管子對曰。唯輕重之家爲能散之耳。<sup>78)</sup>

といふが、更に國家自ら經濟界の調節に乗り出してその利を收むべしとすること次に引く如し。曰く、

凡輕重之大利。以重射輕。以賤泄平。萬物之滿虛隨財。准平而不變。衡絕則重見。人君知其然。故守之以准平。使萬室之都。

71) 管子卷第二十二、山至數第七十五。  
73) 管子卷第十二、侈靡第三十五。  
75) 管子卷第十二、侈靡第三十五。

72) 管子卷第三、五輔第十。  
74) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
76) 管子卷第二十三、輕重第八十。

必有萬鍾之藏。藏銀千萬。使千室之都。必有千鍾之藏。藏銀百萬。春以奉耕。夏以奉耘。耒耜器械鍾饁糧食。畢取贖於君。故大賈蓄家不得蒙奪吾民矣。<sup>77)</sup>

夫民有餘則輕之、故人君斂之以輕、民不足則重之、故人君散之以重、斂積之以輕、散行之以重、故君必有什倍之利、而財之擴可得而平也。<sup>80)</sup>

そして國家自ら經濟界に乗り出してその利を收むべしとする論は先に引けるその外國貿易論、また後に論ずるその專賣論と照應することは注意に値する。

分配せられたる富は消費せられる。然らば消費に就いては管子は如何に考へるか。今管子の消費に就いて考へるところをうかがへば、吾々はそこに儒道墨の諸思想が殆ど皆とり入れられてゐるのを認めざるを得ぬ。即ち、管子は奢侈を戒め儉約の要を説いて、『人情而修則貧力而儉則富』といひ、又は、

國修則用費、用費則民貧、民貧則奸智生、奸智生則邪巧作。故好邪之所生、生於賤不足、賤不足之所生、生於修。<sup>81)</sup>  
といひ、然しながら高に走るは非なりとして

審用財。慎施報。察稱量。故用財不可以高。用力不可苦。用財高則費。用力苦則勞。<sup>82)</sup>

儉則傷事、侈則傷貨、貨盡而後知不足、是不知量也。事已而後知貨之有餘、是不知節也。不知量、不知節、不得謂之有道。<sup>83)</sup>

そして消費に於て無用の費、無補の功を廢して實利實益を尙び、『能節宮室適車輿以實藏。則國必富。』<sup>84)</sup>といひ、或はまた、

明君制宗廟。足以設賚祀。不求其美。爲宮室台榭。足以避燥溼寒暑。不求其大。爲彫文刻鏤。足以辨貴賤。不求其觀。故農夫不失其時。百工不失其功。尚無廢利。民無游日。財無低墮。故曰儉其道乎。<sup>85)</sup>

故立身於中。養有節。宮室足以避燥溼。飲食足以和血氣。衣服足以適溫寒。禮儀足以辨貴賤。游虞足以發欣。棺槨足以朽骨

77) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
79) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
81) 管子卷第五、八、觀第十三。

78) 管子卷第二十三、輕重甲第八十。  
80) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。

衣食足以枵肉。墳墓足以道記。不作無補之功。不爲無益之事。故氣定而不營氣情。……故適身行義。儉約恭敬。其唯無福。禍亦不來矣。驕傲修泰。離道絕理。其唯無禍。亦不至矣。<sup>86)</sup>

といへるは墨子を彷彿せしむるものがある。そして節約したる剩餘は蓄積して他日に備ふべしとして

歲適美。則市糶無予。而狗彘食人食。歲適凶。則市糶釜十糶。而道有餓民。然則豈壤力固不足。而食固不贍也哉。夫往歲之糶賤。狗彘食人食。故來歲之民下足也。物適賤。則半力而無予。民事不償其本。物適貴。則什倍而不可得。民失其用。然則豈財物固寡。而本委不足也哉。夫民利之時失。而物利之不平也。<sup>87)</sup>

非有積蓄、不可以用人、非有積財無以勸。

凡牧民者。以其所積者食之。不可不審也。其積多者其食多。其積寡者其食寡。無積者不食。或有積而不食者。則民離上。有積多而食寡者則民不力。有積寡而食多者則民多詐。有無積而得食者則民偷幸。<sup>88)</sup>

といふは荀子を想起せしむるに足るであらう。然しながら管子に於ける消費論を儒道墨のそれと比較するときは自らそこに重點の異同あるを看過してはならぬ。蓋し儒道家は物欲に煩はさることなからむが爲に寡欲思想を説きその結果節約に達するのであるが、管子は富國強兵以て霸道を成就せんが爲にこれを説くのであり、墨は民衆を塗炭の苦より救はんが爲に上に在る者無用の費を避くべしと主張するのであるが、管子は上に在る者の位置の擁護の爲にこれを説くものであると解せられる。

最後に財政に就いては、先づその財政支出に關しては、既に消費に於てうかがへるところよりして儒家と同じく奢侈を戒め儉を説くが當は事を傷り貨を敗り反て費となるを教へるものなるを知るべきである。從て支出を賄ふところの財政收入に就いては普通その大宗である管の租税に就いては矢張り儒家と同じく輕賦薄斂を説いて、

(權修篇) 地之生財有時、民之用力有倦、而人君之欲無窮、以有時與有倦養無窮之君、而度量不生於其間。則上下相疾也。故

82) 管子卷第二、版法第七。  
84) 管子卷第十七、禁藏第五十三。  
86) 管子卷第十七、禁藏第五十三。  
88) 管子卷第二十一、乘馬第六十九。

83) 管子卷第一、乘馬第五。  
85) 管子卷第二、版法第七。  
87) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
89) 管子卷第一、權修第三。

取於民有度、用之止、國雖小必安、取於民無度、用之不止、國雖大必危。<sup>90)</sup>

管子對曰君將欲騎王取大事乎？則從其本事矣。……各國百姓、公之本也。人甚憂飢而稅斂重、人甚懼死而刑險、人甚傷勞而舉事不時、……公輕其稅斂、則人不憂飢、緩其刑政、則人不懼死、舉事以時、則人不傷勞。<sup>91)</sup>

今人君籍求於民。令曰十日而具、則財物之買什去一。令曰八日而具、則財物之買什去二。令曰五日而具、則財物之買什去半、朝令而夕具、則財物之買什去九。先王知其然、故不求於萬民、而籍於號令也。<sup>92)</sup>

といふのみならず、百尺竿頭さらに一步を進めて、租稅廢止をすら論ずる。曰く、

民子則喜、奪則怒、民情皆然。先王知其然、故見予之形、不見奪之理。故民愛可洽於上也。租籍者、所以強求也、租稅者、所慮而請也。王饒之君、去其所以強求、廣其所慮而請、故天下樂從也。<sup>93)</sup>

公曰「欲籍於室屋。」管子對曰「不可。是毀成也。」「欲籍於萬民、」管子對曰「不可。是隱情也。」「欲籍於六畜、」管子對曰「不可。是殺生也。」「欲籍於樹木、」管子對曰「不可。是伐生也。」<sup>94)</sup>

然しながら國家がその任務を遂行する爲には一定の經費を必要とし、この經費を支辨する爲には一定の歳入なかるべからず、殊に管子の如く富國強兵周室を挾んで天下に號令し以て覇業の達成を説く者に於て一層然る筈である。然るに今歳入の大宗たる租稅を廢止してそも／＼その歳入はこれを何に求めんとするか。これに對して管子の説くところは即山海の富源を政府の手に抑へてこれを獨占し、これが專賣を行ふことによりて巨利を收むべしとするにある。例へば、管子に『桓公曰。然則吾何以爲國。管子對曰。唯官山海爲可耳。』とあるは即それで、そしてそれは鹽鐵は勿論一般鑛産に及び更に進んで森林沼澤に到ること以下の諸句によりてうかがふをうるであらう。

(海王黨) 十口之家。十人食鹽。百口之家。百人食鹽。終日大男食鹽五升少半。大女食鹽三升少半。吾子食鹽三升少半。此其大脩也。鹽百升而釜。令鹽之重。升加分疆。釜之五十也。升加顯。釜之百也。升加二疆。釜二百也。鍾二千。十鍾二萬。百鍾二

90) 管子卷第一、權修第三。  
92) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
94) 管子卷第二十三、輕重甲第八十。

91) 管子卷第九、霸形第二十二。  
93) 管子卷第二十二、國蓄第七十三。  
95) 管子卷第二十二、海王第七十二。

十萬。千鍾二百萬。萬乘之國。人數開口千萬也。出炭之。商曰二百萬。十日二千萬。一月六千萬。<sup>94)</sup>

今鐵官之數、曰一女必有一鍼一刀、若其事立、耕者必有耒一耜一鋤、若其事立、行服連駟、轅者、必有一斤一鋸一錐一鑿、若其事立、不爾、而成事者、天下無有。今鍼之重加一也、三十鍼、一人之籍也、刀之重加六、五六三十、五刀、一人之籍也、耕鐵之重加十、三耜鐵、一人之籍也、其餘輕重、皆准此而行。然則、舉符勝事、無不服籍者。<sup>97)</sup>

(地數篇) 山上有薪者、其下有鐵、上有鉛者、其下有銀、上有丹砂者、其下有金、上有磁(同磁)者、其下有銅、此山之見鑿者也。苟山之見鑿者、謹封而爲禁。<sup>98)</sup>

「宮室器械、非山無所仰。然後君立三等之租於山」。曰州以下爲柴柎、把以下爲室奉、三園以上爲棺槨之產。柴柎之租若干、宮室之租若干、棺槨之租若干。<sup>99)</sup>

(趨重篇) 爲人君而不能謹守其山林、菹澤、草萊、不可以立爲天下王。山林、菹澤、草萊、薪蒸之所出、犧牲之所起也。故使民求之、使民籍之、因以給之。<sup>100)</sup>

然り而してこの獨占せる財貨をただに國內に於て專賣するのみならずこれを國外に持ち出して利益を壟斷するに至るとき先に述べたるその外國貿易論となる。そして先に述べたる如く外國貿易の一の立場は對内策として人民の負擔を減じてその代りの財源を外國貿易のもたらず互利に仰ぐとせるはまた財政政策のここに論ずるところの一方策になるわけである。

96) 管子卷第二十二海、王第七十二。  
98) 管子卷第二十三、地數第七十七。  
100) 管子卷第二十三、輕重甲第八十。

97) 管子卷第二十二、海王第七十二。  
99) 管子卷第二十二、山國第七十四。